[事案 30-119] 入院給付金等支払請求

- · 令和元年 9 月 18 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

責任開始期前の発病であることを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入 院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

脳動脈瘤を原因として入院し、手術を受けたことから、平成28年4月に契約した医療保険に もとづき給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に支払いを拒否されたが、以下 等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)保険会社は過去の人間ドックにおける「脳動脈瘤の疑いあり」との指摘を理由に、責任開始期前発病と判断するが、あくまで「疑い」であって診断されたわけではない。
- (2)告知義務違反はしていない。
- (3) 責任開始期前発病について、告知サポート資料等における説明文は理解できず、契約時の乗合代理店の説明も不十分であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は過去の人間ドックで「脳動脈瘤の疑いあり」との指摘を受けていることから、 責任開始時以後に発病した疾病を直接の原因とする入院という約款の給付金支払要件を満 たしていない。
- (2)告知義務違反は本事案において関係ない。
- (3) 責任開始期前に発病した疾病が支払いの対象にならないことは、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款や告知サポート資料等で適切に案内している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の病状や治療経過等を把握するため、申立人代表者および取締役に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、過去の人間ドックの画像と今回の画像を比較すると被保険者の本疾病は責任開始期前に発病していたことが認められ、責任開始期前発病に関する保険会社の説明書面等が不十分であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。